

船橋市子ども・子育て会議公募委員の選考に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市子ども・子育て会議において、広く一般市民の方からの意見も聴取するため、船橋市子ども・子育て会議条例第4条第1項に規定する委員のうち、「その他市長が必要と認める者」として公募により委嘱する委員（以下「公募委員」という。）を選考することに関し必要な事項を定める。

(定数等)

第2条 公募委員は2人までとし、以下の委員それぞれ1人とする。

① 一般委員（応募日現在において40歳以上の者をいう。）

② こども・若者委員（応募日現在において39歳以下の者をいう。）

2 前項各号に掲げる委員のいずれかに応募する者がいない場合でいずれか一方の委員に応募する者が2人以上いるときは、前項の規定にかかわらず、当該応募がある委員を2人とすることができる。

3 公募委員は、他の委員の任期にあわせ公募するものとする。

(応募資格)

第3条 公募委員に応募することができる者は、次のすべての要件を満たす者とする。

① 本市の子育て支援に関心があり、子ども・子育て会議に出席可能な者であること。

② 本市の住民基本台帳に記録され、引き続き1年以上市内に在住している者であること。

③ 応募日現在において、18歳以上の者であること。

④ 応募日現在において、本市の他の附属機関の委員、市政モニター、その他これらに類する者になっていないこと。

⑤ 本市の特別職及び一般職の職員でないこと。

(公募方法)

第4条 公募は、広報ふなばし及び市ホームページに募集記事を掲載することにより行う。

(選考方法)

第5条 公募委員の選考は、小論文による書面審査とし、審査基準は審査要領によるものとする。

2 市民委員の公募を行った場合において、次の各号に掲げる事項に該当するときは、指名その他の方法により委員を選考する。

① 応募期限までに応募がなかったとき。

- ② 応募者が応募資格を満たさなかったとき。
- ③ 書面審査の結果、評価点が最低基準を満たさなかったとき。

(選考委員会)

第6条 公募委員を選考するため、子ども・子育て会議公募委員選考委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は健康福祉局長、こども家庭部長、こども政策課長、地域子育て部長、保育運営課長の各委員をもって組織する。
- 3 委員会に会長及び副会長を置き、会長は健康福祉局長があたり、会務を総理し、副会長はこども家庭部長があたり、会長を補佐し、会長に事故のある時は、その職務を代理する。
- 4 委員会は、会長が招集し、会長が議長となり議事を整理する。
- 5 委員会は委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 6 委員会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、こども家庭部こども政策課内に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月26日から施行する。